

第 11 回 第 1 農地部会議事録

日 時 平成26年11月20日(木) 午前10時00分

場 所 津市河芸庁舎 3階 防災本部室

出席部会委員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司
6 赤塚 薫・7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎
13 丹羽 芳久・14 前田 紀男・15 杉谷 正美・16 田中 茂人
20 中川 文博・22 中林 長一・23 平井 秀次・43 後藤 勝
48 前川 正次

以上17名

欠席委員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：中野主査 安濃：北角担当主幹
芸濃：後藤副主幹 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 1 池田 長義・14 前田 紀男

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
報告第6号 買受適格証明願(競売)について
報告第7号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請取消願について
(農業委員会許可)

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは第11回農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席はなしで、全員出席でございます。 それでは、議事録署名者を私のほうから指名させていただきます。 1番 池田委員、14番 前田委員、よろしくお願ひします。 それでは、まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告1号から7号まで、事務局から一括して報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案書の1ページから3ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から18で、3ページになりますが、合計で件数は18件、合計面積は71,592.91㎡、このうち田が62,831㎡、畑が8,761.91㎡でございます。これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約をしたものであります。 4ページから8ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から14で、8ページになりますが、合計で件数は14件、面積は44,637.82㎡で、その内訳としまして、田が33,980㎡、畑が10,657.82㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。あっせんの希望はありませんでした。 なお、現況地目が宅地になっているところにつきましては、無断転用の可能性がありますので、届け出人に対して指導しております。 9ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1は長屋住宅用地、番号2は一般個人住宅用地、番号3は進入路用地、番号4は物置、駐車場、進入路用地、番号5は一般個人住宅用地、以上、件数は5件で、合計面積は2,597㎡、このうち田が1,285㎡、畑が1,312㎡でございます。 10ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)でございます。 番号1は駐車場用地、番号2は一般個人住宅用地、番号3は駐車場用地、番号4は一般個人住宅用地、番号5は駐車場用地、以上、件数は5件で、合計面積は2,398㎡、この内訳は田が1,682㎡、畑が716㎡でございます。 11ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸</p>

借)でございます。

番号1及び番号2は長屋住宅用地、番号3は駐車場、資材置き場用地、以上、件数は3件で、合計面積は2,077㎡、この内訳は、田が1,873㎡、畑が204㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第6号 買受適格証明願(競売)についてでございます。

番号1、津地方裁判所が行う不動産競売に参加するための買受適格証明でございます。この案件につきましては、駐車場用地として取得しようとするもので、市街化区域内農地のために、願い出人から農地法第5条第1項第6号の届け出も同時に出しております。

以上、件数はこの1件で、面積は田で972㎡でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 _____、取得年月日 平成6年6月15日の1件で、面積は畑で70㎡でございます。

権利者は20年以上にわたりこの土地を耕作、管理しており、義務者であります _____も合意しておりますことから、取得時効が完成していると判断されるものであります。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。

番号1、地区 安東、受け人 _____、面積 4,470㎡、渡し人 _____、面積 2,307㎡、申請地 安東町大土井 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 808㎡、外1筆で、合計面積 1,317㎡です。これにつきましては、受け人は、耕作に便利であることから、渡し人に要望して申請地を譲り受けるものです。

番号2、地区 棕本、受け人 _____、面積 12,461㎡、渡し人 _____、面積 1,593㎡、申請地 芸濃町棕本下モ田 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積が764㎡。これにつきましては、受け人は、耕作に便利であることから、高齢化のため労力不足の渡し人から申請地を譲り受けるものです。

番号3、地区 安濃、受け人 _____、面積 25,186㎡、渡し人 _____、面積 534㎡、申請地 安濃町安濃杉本 _____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 173㎡。これにつきましては、受け人は、遠方のため営農を縮小する渡し人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は3件で、合計面積は2,254㎡、その内訳は、田が2,081㎡、畑が173㎡でございます。いずれの案件も、農業をまじめに

行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局から説明があったとおりでございます。
それでは地元委員さんのご意見を伺います。1番、安東。

太田委員 2番 太田です。今、事務局の説明のとおりでございまして、問題ございません。許可のほう、お願いいたします。

議 長 2番、棕本。

田中委員 16番 田中です。_____といひまして、たくさんの花木をつくってみえまして、その隣の地続きの田んぼでございまして、問題ございませんので、よろしく申し上げます。

議 長 3番、安濃。

中林委員 22番 中林。受け人の_____は非常に農業に熱心な方でございまして、事務局の説明どおり営農拡大ということで、よろしく許可のほどをお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。
それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可をすることに決定いたしました。
次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請取消願について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、15ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請取消願について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生野端_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 791㎡、外1筆で、合計面積1,052㎡です。これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地に転用する目的で、平成26年3月24日に許可をした案件ですが、配置計画の変更により土地の一部が不要になったということから、許可の取り消し願が提出されております。

なお、新たな農地を含めた転用許可申請が議案第3号で提出されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、地元委員さんのご意見を伺います。1番、草生。

平井委員 23番 平井です。事務局の説明のように、議案3号と関連いたしますが、一切問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さんいかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。
 それでは、異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定をいたします。
 次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）ですが、番号6に関しましては、_____委員に関する案件でございます。農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員の一時退室をお願い致します。
 なお、先に番号6の採決をし、その後番号1～5と番号7の案件について採決したいと思います。それでは、番号6の説明を事務局お願いします。

事務局 それでは、_____委員に関係します案件を先にご審議いただきたいと思っております。事務局から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。16ページになります。
 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）の番号6番をお願いいたします。
 地区 明合、申請者 _____、申請地 安濃町田端上野北浦_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 580㎡。これにつきましては、山林への転用申請であります。申述書のほうが添付されておりまして、20年ほど前に庭木育成のための畑として利用されていましたが、これらの庭木が年数の経過とともに大木となり、山林化したとのことであります。農地区分は、第2種農地と判断されます。
 この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
 事務局の説明が終わりました。番号6について、地元委員の意見を伺います。6番、明合。

平井委員 23番 平井です。現地確認いたしました。全く問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 異議なしということでございます。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
 それでは、異議なしと認め、番号6については許可をすることに決定をいた

しました。

_____委員さん、入ってください。

それでは、番号1から5、7の説明を事務局のほうからお願いいたします。

事務局

16ページをお願いいたします。

番号1、地区 一身田、申請者 亡き_____相続人 _____、申請地 一身田豊野西田端_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 211㎡です。これにつきましては、申請地を車庫用地とするものですが、平成13年に既にこの目的で転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 上野、申請者 _____外1名、申請地 河芸町西千里西浦_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 274㎡。

これにつきましては、現地は既に山林化しておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生小婦化_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 909㎡、外1筆で、合計面積1,299㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、のり面部分を除いた263.84㎡で、転用面積の20.3%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 草生、申請者 _____、申請地 安濃町草生野端_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 757㎡、外2筆で、合計面積961㎡。

これにつきましては、先ほど議案第2号で許可を取り消しました案件の再申請という形で、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は335㎡で、転用面積の34.8%に当たります。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5 地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町内多池田_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積が525㎡のうち270㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は108.82㎡で、転用面積の40.3%に当たります。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号7 地区 香良洲、申請者 _____、申請地 香良洲町宮新田_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 796㎡、外1筆で、合計面積1,133㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地及び進入路用地とするものです。パネル設置面積は、進入路用地を除く部分のうち302.4㎡で、転用面積の37.9%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、先にご審議いただきました6番を除きまして、件数は6件になります。この6件の合計面積は4,403㎡、このうち田が1,510㎡、畑が2,893㎡でございます。いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

番号1～5と番号7について、地元委員の意見を伺います。1番、一身田。

青木委員 5番 青木です。13日に地元各委員お願いして、立ち会いしていただきましたが、事務局の説明どおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

議 長 2番、上野。

前田委員 14番 前田です。事務局の説明どおり、問題ございません。

議 長 3番 4番、草生。

平井委員 23番 平井です。11月13日に部会長、会長、立ち会いのもとに現地確認いたしました。問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

4番につきましては、先ほど議案第2号のほうとも関係いたしますので、これにつきましても全く問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 5番 安濃。

中林委員 22番 中林。ただいま事務局の説明がありましたとおり、525㎡のうち270㎡、太陽光発電施設用地ということで、異議はございません。

議 長 7番 香良洲。

後藤委員 43番 後藤です。11月13日、部会長、また会長、事務局と現地確認をしていただきました。何ら問題はないということで、よろしくお願いします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。
番号1～5と番号7について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、1番から5番、7番について許可をすることに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 安東町木若_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積610㎡です。

これにつきましては、受け人は、渡し人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は228.2㎡、転用面積の37.4%に当たります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 棕本、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 芸濃町棕本藤ノ山_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 473㎡、外1筆で、合計面積が492㎡。

これにつきましては、受け人は、渡し人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安西、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 芸濃町萩野宮谷_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 56㎡、外4筆で、合計面積が299㎡。

これにつきましては、受け人は、渡し人から申請地を譲り受け、資材置き場用地とするものですが、昭和42年ごろ、一部の土地に物置、便所が建築されておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 安西、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 芸濃町小野平広垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 979㎡。

これにつきましては、受け人は、渡し人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は345.6㎡で、転用面積の35.3%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安濃、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 安濃町安濃室ノ口_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 384㎡。

これにつきましては、受け人は、渡し人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 明合、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 安濃町田端上野北浦_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 419㎡。

これにつきましては、受け人は、渡し人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は422.4㎡で、隣接する土地を含めた転用面積810㎡の52.1%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 明合、受け人 株式会社_____代表取締役 _____、使用借り人 株式会社_____代表取締役 _____、渡し人 _____外1名、申請地 安濃町田端上野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 588㎡、外3筆で、合計面積5,006㎡。

これにつきましては、受け人は、渡し人から申請地を譲り受け、さらに株式会社_____と使用貸借契約をした上で、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は2,374.4㎡で、転用面積の47.4%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は8,189㎡、この内訳は、田が5,006㎡、畑が3,183㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。1番、安東。

太田委員 2番 太田です。13日の日に事務局と北部地区の委員さんとで現地確認をさせていただきました。問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議長 2番、椋本。3番、4番、安西。

田中委員 16番 田中です。2番につきまして、隣接地には家が建っております、その隣ということもあり、問題なかろうと思っております。3番につきましては、事務局の説明どおり、問題ございません。4番、これも問題ございません。よろしくお願いいたします。

議長 5番、安濃。6番、7番、明合。

中林委員 22番 中林。5番は住宅用地として売り渡すものでございまして、何ら問題はございません。

続きまして、6番、7番でございますが、6番、7番とも太陽光発電施設用地で問題点はございませんので、許可をよろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、18ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 神戸、借り人 _____株式会社 代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 野田林垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 93㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と平成27年5月15日までの賃貸借契約を締結し、申請地を_____工事の資材置き場、仮設道路用地として一時転用するものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、借り人 株式会社_____ 代表取締役 _____、貸し人 _____、申請地 野田二ノ坪_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 2,680㎡のうち1,000㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と4カ月間の賃貸借契約を締結し、申請地を_____工事の現場事務所、駐車場、資材置き場用地として一時転用するものです。農地区分は、農業振興地域の農用地区域になります。

番号3、地区 草生、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 安濃町草生西相野_____、台帳地目・現況地目とも田で、面積 1,481㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。申請地へのパネル設置面積は691.2㎡、申請面積の46.7%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は2,574㎡、このうち田が2,481

m²、畑が93m²でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1番、2番、神戸。

池田委員 1番 池田です。1番は_____工事に伴う資材置き場、2番は_____工事に伴う資材置き場ということで、何ら問題ありません。

議 長 草生、3番。

平井委員 23番 平井です。11月13日に部会長、会長立ち会いのもとに現地確認を行いました。問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 村主、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 安濃町今徳中出_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積277m²です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と期限を定めない使用貸借契約を締結し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 安濃町太田具明_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積360m²。

これにつきましては、借り人は、貸し人と期限を定めない使用貸借契約を締結し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は637m²、この内訳は、田が360m²、畑が277m²でございます。いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、地元委員さんのご意見を伺います。1番、村主。

平井委員	23番 平井です。事務局の説明どおり、全く問題ございませんので、よろしくお願いたします。
議 長	2番、安濃。
中林委員	22番 中林。事務局の説明どおりでございますので、許可することが妥当だと思います。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	はい、ありがとうございます。 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。 次に別冊でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>それでは、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。</p> <p>別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>表紙の次のページで、農用地利用集積計画地区別集計表のほうをごらんいただきたいと思えます。下の合計欄のほうで説明をさせていただきます。</p> <p>まず、津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で389,854㎡、畑の賃貸借で591㎡、契約件数は159件でございます。</p> <p>河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で51,935.91㎡、畑の使用貸借で1,614㎡、契約件数は16件でございます。</p> <p>安濃地区につきましては、田の賃貸借で188,508㎡、畑の賃貸借、使用貸借で13,471㎡、契約件数は42件でございます。</p> <p>芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で15,055㎡、畑の賃貸借で218㎡、契約件数は7件でございます。</p> <p>美里地区につきましては、田の使用貸借で2,982㎡、契約件数は2件でございます。</p> <p>香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。</p> <p>以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせまして648,334.91㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせまして15,894㎡、合計契約件数は226件、合計面積は664,228.91㎡となっております。</p> <p>次に、認定農業者への集積状況でございます。</p> <p>地区別の認定農業者への集積は、津地区が80件、河芸地区2件、安濃地区32件、芸濃地区2件、合計で116件、合計面積で519,864㎡でございます。今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、農業経営基盤法第18条に規定による農用地利用集積計画の決定について、適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上をもちまして、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で第11回第1農地部会を終了いたします。

午前10時45分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

平成26年11月20日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____